



60時間を超える36協定を提出している企業様必見!!

労働時間の短縮（36協定の見直し）や年次有給休暇の取得促進に取り組むと、そのための設備投資などについて、助成を受けられる場合があります。

働き方改革推進支援助成金 【労働時間短縮・年休促進支援コース】

◆成果目標① 36協定の上限時間削減

現在、時間外労働時間数が月60時間を超える36協定を提出している場合、「月60時間以下」または、「月60時間超～月80時間以下」に削減することで助成金が支給されます。

働き方改革推進支援助成金の相談窓口

兵庫労働局 雇用環境・均等部企画課

TEL：078-367-0700



HP



マニュアル



助成率・助成金額は？

助成率：3／4

助成金額（上限）：

※ 常時使用する労働者数が30人以下で、設備・機器等の導入を実施し、その所要額が30万円を超える場合は4／5

事業実施後の36協定設定時間	現在の設定時間数	
	80時間を超えている場合	60時間超～80時間以下
60時間以下に見直し	150万円	100万円
60時間超～80時間以下に見直し	50万円	



助成対象となる経費は？

- 設備、機器の導入・更新 ●労務管理用ソフトウェアの導入・更新 ●労務管理用機器の導入・更新 等
- ※原則として乗用車、パソコン、タブレット等は対象となりません。



ポイント

■有休取得環境の整備：交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等・有給休暇管理簿をすでに整備していること。

■過去の実績要件（重要）：成果目標①を選択する場合、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月45時間（1年単位の変形労働時間制の場合は月42時間）を超える時間外労働の実績が必要です。



「36 協定の上限時間削減」以外のコース

前項の成果目標①「36 協定の上限時間削減」以外にも、以下の成果目標を新たに導入することで助成金が支給されます。 ※助成率は前頁と同様（原則 3/4（条件を満たせば 4/5））

◆成果目標② 年次有給休暇の計画的付与を導入する場合

助成金額（上限） **25** 万円

◆成果目標③ 時間単位の年次有給休暇 かつ 特別休暇※ を新たに導入する場合

助成金額（上限） **25** 万円

※特別休暇として選択できるのは（いずれか 1 つ以上）

①病気休暇 ②教育訓練休暇 ③ボランティア休暇 ④不妊治療のための休暇 ⑤裁判員休暇 等



助成上限額への加算制度

（1） 割増賃金率引上げ加算（令和 8 年度 新設）

時間外労働の割増賃金率を引き上げる成果目標を追加することで、助成上限額を加算可能。

①月 60 時間以内の時間外労働の所定割増賃金率を **5%以上引上げ** → 加算 **25 万円**

②月 45 時間超～60 時間以内の割増賃金率を **5 割以上** かつ 時間外労働を月 **10 時間以上削減** → 加算 **75 万円**

※②を申請する場合、前頁最下部の過去の実績要件（45 時間の時間外労働の実績）が必須要件となります

（2） 賃金引上げ加算

成果目標に「賃金の引上げ」を加えると、引上げ率（**3%/5%/7%以上**）と引上げ人数に応じて上限額が加算



申請期間 及び 事業実施期間

☐ 交付申請の締切：令和 8 年 11 月 30 日（月） 必着

※ただし、申請多数で予算に達した場合は上記より前に締め切られます。

☐ 事業実施期間：交付決定日～令和 9 年 1 月 31 日（日）

※上記期間までに納品、支払い等が完了している必要があります。

※発注は交付申請を行い、交付決定が出た後に行う必要があります。



建設業、運送業、病院、情報通信業、宿泊業の企業様

これらの業種には、「業種別課題対応コース」が別途設けられています。時間外労働の削減や週休 2 日の推進、「勤務間インターバル制度」の導入など、各業種に最適化された成果目標が設定されており、上限額もより高く設定されています。詳しくは web をご参照ください。

本情報は、令和 8 年 8 月 20 日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問合せください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら